

2023 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

December 2022

In brief

2022 年 12 月 16 日に自由民主党・公明党両党が 2023 年度(令和 5 年度)税制改正大綱(以下、「2023 年度税制改正大綱」)を公表しました。今後は、本大綱に基づく税制改正法案が通常国会での審議を経て、2023 年度税制改正の内容が確定することになります。

本ニュースレターでは、2023 年度税制改正大綱における改正内容のうち、相続時精算課税制度や暦年課税における相続開始前贈与の加算期間の見直し等、企業オーナー及び富裕層に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更の可能性がある点をご留意ください。

In detail

1. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度について、同制度の使い勝手を向上させる観点から、以下の見直しが行われます。

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とされます。

現行の取扱いでは、一度相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度における 110 万円の基礎控除額は利用できず、2,500 万円の特別控除額を超える贈与財産について 20% の税率で課税されるとともに、相続時精算課税制度適用下で受けた贈与財産は、金額にかかわらず相続財産に含めた上で相続税が計算されます(相続税額から既に納付した贈与税額を控除)。本改正により、相続時精算課税制度の下で受けた贈与においても、毎年 110 万円以下の贈与であれば贈与税が課されず(贈与税申告は不要)、また、贈与者の相続時に相続財産に加算する必要はなくなりました。

なお、本改正は、2024 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(2) 相続時精算課税により取得した土地又は建物の災害による被害を受けた場合の特例

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

本改正は 2024 年 1 月 1 日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

2. 历年課税における相続開始前贈与の加算期間等の見直し

資産移転の時期に対する中立性を高める観点から、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内(現行:3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額(当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとされます。

【改正前後の取扱い】

項目	現行	改正案
加算対象期間	相続開始前3年	相続開始前7年
加算金額の控除額	なし	総額100万円(注)

(注)本改正により延長された期間(4年間)に受けた贈与についてのみ適用

本改正は、2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。よって、2027年1月1日以降の相続から加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは2031年1月1日以降の相続(2024年1月1日以降の贈与)からとなります。

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長及び見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が3年間延長される(2026年3月31日まで)とともに、以下の見直しが行われます。

(1)信託等があつた日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であつても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

(2)受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとされます。

(3)本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加えられます。

上記(1)(2)の改正は2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税について適用され、上記(3)の改正については、2023年4月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。

4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長及び見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が2年間延長される(2025年3月31日まで)とともに、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することされます。

本改正は、2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

5. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

個人所得課税のあり方の見直しの一環として、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の申告分離課税の所得がある個人について最低限の負担を求める措置が導入されます。

具体的には、その年分の基準所得金額(注)から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額(注)を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が追加的に課されることになります。

(注)「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額、かつ、源泉分離課税の対象所得やNISA制度等において非課税とされる一定の金額を含まない金額)をいい、「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(附帯税及び上記(1)により課す所得税の額を除く)をいいます。

本改正は、2025年分以後の所得税について適用されます。

6. 国外転出時課税の納税猶予における担保提供手続きの簡便化

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予について、以下の見直しが行われます。

(1) 納税猶予の適用を受けようとする者が質権の設定がされていないこと等の要件を満たす非上場株式を担保として提供する場合において、その者が当該非上場株式を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずにその担保の提供ができることとされます。

(2) 納税猶予の適用を受けようとする者は、その有する質権の設定がされていないこと等の要件を満たす持分会社の社員の持分について、その者が当該持分会社の社員の持分を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出する場合には、その担保の提供ができることとされます。

上記(1)(2)の改正は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予についても同様となります。

【参考】マンションの相続税評価の見直しについて

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とか大きく乖離しているケースが見られ、現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もあると考えられています。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討するという記載がありました。財産評価基本通達の改正に影響がある項目であり、今後の通達改正の動向に注視する必要があると考えられます。

【参考】株式交付制度における所得の計算の特例の見直しについて

2023年10月1日以後に行われる株式交付については、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合には除外される見直しが行われます。改正前は、企業オーナーが資産管理会社に保有株式を移管する際にも活用が可能でしたが、改正後は制限されることとなります。

詳細な適用関係については今後公表される法令等の細かな規定について注視する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
望月 文太

パートナー
小林 和也

パートナー
遠藤 浩二郎

パートナー
深田 かおり

ディレクター
塩谷 洋子

ディレクター
佐々木 真美

ディレクター
林 雄高

ディレクター
山内 良

ディレクター
上平 洋輔

シニア マネージャー
森田 幸司

シニア マネージャー
飯島 哉文

シニア マネージャー
仲林 健太郎

シニア マネージャー
佐藤 大悟

シニア マネージャー
奥山 健太郎

シニア マネージャー
梅澤 義朗

シニア マネージャー
田中 宏樹

シニア マネージャー
平岡 祐樹

シニア マネージャー
前田 恭佑

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.